

第七期小平市障害福祉計画
第三期小平市障害児福祉計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

令和6（2024）年3月

小 平 市

第七期小平市障害福祉計画 第三期小平市障害児福祉計画 の策定にあたって



令和4（2022）年12月に成立した障害者総合支援法等の改正により、障がいのある人などが希望する生活を実現するため、地域生活や就労に係る支援の一層の強化が進められています。また、障害者差別解消法が令和3（2021）年に改正され、令和6（2024）年4月には事業者による「合理的配慮」の提供が義務化されるなど、障がいの有無に関わらず、共に生きる社会（共生社会）の実現を目指す施策が進められています。

こうしたなか、小平市では、計画最終年度を迎える「第六期小平市障害福祉計画」及び「第二期小平市障害児福祉計画」の次期計画として、「第七期小平市障害福祉計画」及び「第三期小平市障害児福祉計画」を一体的に策定しました。

本計画では、「小平市障がい者福祉計画」において基本理念として掲げる「健康で快適・自由で自立した生活の実現」及び「ともに生き、暮らし支えあう共生の地域づくり」を目指し、障がいのある人の日常生活を支えるサービスや相談支援などの提供体制の整備を進め、その自己決定の尊重と意思決定の支援に引き続き取り組みます。

どんなに障がいが重くても、住み慣れた地域で本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、また、ライフステージで途切れることのない多様で一貫した支援が実現するよう努めてまいります。

市民の皆様には、本計画の主旨をご理解いただき、ともに暮らし支えあう共生社会の実現に向け、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました第七期小平市障害福祉計画・第三期小平市障害児福祉計画検討委員会の委員の皆様、小平市地域自立支援協議会委員の皆様、アンケート調査や市民懇談会等で貴重なご意見をいただきました皆様、関係機関及び各種団体の皆様方に、心からお礼申し上げます。

令和6年3月

小平市長

小林 浩子

目次

第1章 計画策定の背景・概要	1
1 計画策定の背景	3
2 計画策定の目的	7
3 計画の位置付け	7
4 計画の期間	9
5 計画策定の体制	9
6 障がい者福祉計画の基本理念と施策の体系	10
第2章 障がいのある人の現状と課題	13
1 人口の推移	15
2 身体障がい者の状況	16
3 知的障がい者の状況	17
4 精神障がい者の状況	17
5 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移	18
6 難病医療費等助成受給者数の状況	18
7 児童・生徒の状況	19
8 アンケート調査の概要	21
9 障害福祉計画・障害児福祉計画（前期計画）における成果目標の評価・課題	36
10 障がいのある人の現状と課題	45
第3章 サービスの提供について～成果目標とサービスの見込み量～	55
1 計画の基本的な考え方	57
2 成果目標	59
3 障害福祉サービス・相談支援・障がい児支援等の見込み量	70
第4章 計画の推進と進行管理	97
1 計画の推進体制の整備	99
2 計画の進行管理	100
資料編	101
用語集	111

第1章

計画策定の背景・概要

1

計画策定の背景

◇障がい者福祉をめぐる動き

年月	障害福祉施策の動き
平成 18 年 3 月	『第一期小平市障害福祉計画』を策定 (平成 18 (2006) 年度～平成 20 (2008) 年度)
4 月	・ 障害者自立支援法の施行 (就労支援の強化、障害程度区分によるサービス基準の明確化、サービス提供主体の市町村への一元化など)
12 月	・ 高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の施行 (高齢者や身体障がい者等の移動の円滑化など)
平成 19 年 9 月	・ 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）に署名
平成 20 年 3 月	『小平市障がい者福祉計画』を策定 (平成 20 (2008) 年度～平成 23 (2011) 年度)
平成 21 年 3 月	『第二期小平市障害福祉計画』を策定 (平成 21 (2009) 年度～平成 23 (2011) 年度)
平成 22 年 12 月	・ 障害者自立支援法の改正 (利用者負担の見直し、発達障がい対象として明確化など)
平成 23 年 8 月	・ 障害者基本法の一部改正法の施行 (障害者の定義の見直し、差別の禁止など)
平成 24 年 3 月	『小平市障がい者福祉計画』及び 『第三期小平市障害福祉計画』を策定 (平成 24 (2012) 年度～平成 26 (2014) 年度)
10 月	・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の施行 (虐待の分類、虐待を発見した国民の通報義務、市町村障害者虐待防止センター・都道府県障害者権利擁護センターの設置など)
平成 25 年 4 月	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行 (難病患者を対象として追加、障害者サービスの一元化、地域生活支援事業の追加など)
	・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）の施行 (国や地方公共団体による障害者就労施設等からの物品の調達の推進など)

第1章 計画策定の背景・概要

年月	障害福祉施策の動き
平成 26 年 1 月	・ 障害者権利条約の批准
4 月	・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）の施行 （保護者制度の見直し、医療保護入院の手続きの見直しなど）
平成 27 年 1 月	・ 難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）の施行 （医療費助成の対象疾病の拡大など）
3 月	『小平市障がい者福祉計画』を策定 （平成 27（2015）年度～令和 2（2020）年度） 『第四期小平市障害福祉計画』を策定 （平成 27（2015）年度～平成 29（2017）年度）
平成 28 年 4 月	・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行 （障がい者に対する差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務など）
	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の一部改正法の施行 （雇用分野での障がい者差別禁止、合理的配慮の提供義務、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える（平成 30 年 4 月施行））
5 月	・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 （成年後見制度の利用の促進のための基本計画の策定など）
8 月	・ 発達障害者支援法の一部改正法の施行 （ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めた、きめ細やかな支援を推進、発達障害者支援地域協議会の設置など）
平成 30 年 3 月	『第五期小平市障害福祉計画』及び『第一期小平市障害児福祉計画』を策定 （平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度）
4 月	・ 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法の施行 （「自立生活援助」、「就労定着支援」の創設など）
	・ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の改正 （地域共生社会の実現に向けた取組の推進など）
6 月	・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行 （文化芸術活動を通じた個性・能力の発揮、社会参加の促進など）
10 月	・ ギャンブル等依存症対策基本法の施行 （各段階に応じた防止・回復のための対策、日常生活・社会生活の支援など）
12 月	・ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）の施行

第1章 計画策定の背景・概要

年月	障害福祉施策の動き
令和元年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用促進法の一部改正法の施行 (短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援など) ・ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)の施行 (アクセシブルな書籍(点字図書・拡大図書等)の量的拡充、質の向上など)
令和2年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー法の一部改正法の施行 (移動円滑化に関するソフト面の対策強化、バリアフリー基準適合対象の拡大など)
令和3年 3月	<p>『小平市障がい者福祉計画』を策定 (令和3(2021)年度～令和8(2026)年度)</p> <p>『第六期小平市障害福祉計画』及び『第二期小平市障害児福祉計画』を策定 (令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)</p>
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行 (医療的ケア児が在籍する保育所・学校等に対する支援、医療的ケア児及び家族の日常生活における支援など)
令和4年 5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)の施行
令和5年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法の一部改正法の施行 (地域生活の支援体制の充実、「就労選択支援」の創設など)
令和6年 3月	<p>『第七期小平市障害福祉計画』及び『第三期小平市障害児福祉計画』を策定 (令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)</p>
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法の一部を改正する法律の施行 (事業者を対象とする合理的配慮の提供義務など)

◇障がい者福祉をめぐる動き

年度	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
	障害者自立支援法												
	障害者総合支援法 ◇平成28年改正 ◇平成30年改正 令和2年施行												
	障害者基本法 ◇平成25年改正												
	発達障害者支援法 ◇平成28年改正												
	障害者虐待防止法												
	障害者優先調達推進法												
	障害者権利条約批准												
	障害者差別解消法 ◇令和6年改正												
	障害者雇用促進法 ◇平成25年改正 ◇令和元年改正 ◇令和4年改正 平成28年施行 令和元年施行 令和5年施行												
	児童福祉法 ◇平成28年改正 ◇令和元年改正 平成30年施行 令和2年施行												

2 計画策定の目的

『第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画』（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）の計画期間が令和5（2023）年度に終了となるため、これまでの計画を発展的に見直し、進捗状況及び目標数値の達成状況を検証することにより、令和6（2024）年度以降の小平市の障がい福祉関連施策を計画的に推進していくことを目的とします。

3 計画の位置付け

『小平市障がい者福祉計画』は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画に相当するもので、障害福祉サービスの提供体制の整備だけでなく、保健・医療や教育、社会参加、災害時の支援など、小平市の障がい者施策の総合的な展開・推進を図るための計画であると言えます。国の『障害者基本計画』や東京都の『東京都障害者計画』との連携を考慮して策定しています。

また、『小平市障がい者福祉計画』は、『小平市第四次長期総合計画』の部門別計画として、『小平市地域保健福祉計画』及びその分野別計画である『小平市高齢者保健福祉計画・小平市介護保険事業計画（地域包括ケア推進計画）』、『第二期小平市子ども・子育て支援事業計画』、『小平市福祉のまちづくり推進計画』、『小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画』など、関係する他の計画との整合性を図って策定しています。

このうち、特に本計画との関連性が高い『小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画』においては、就学に向けた相談や学校での支援など、義務教育期の学校教育の取組を中心として推進していきます。乳幼児期の療育や発達支援、保育園等における支援や、義務教育期の放課後活動における支援、生涯学習や就労支援等についても、両計画の整合性を図りながら、取組を推進します。

一方、『小平市障害福祉計画』は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画で、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項等を定め、「障がい者福祉計画」の一部である障害福祉サービスなどに関してより具体的な内容を定める、実施計画として位置付けられています。

また、『小平市障害児福祉計画』は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画で、児童福祉法に規定する障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定め、障がい者福祉計画の一部である障害児通所支援などに関してより具体的な内容を定める、実施計画として位置付けられています。

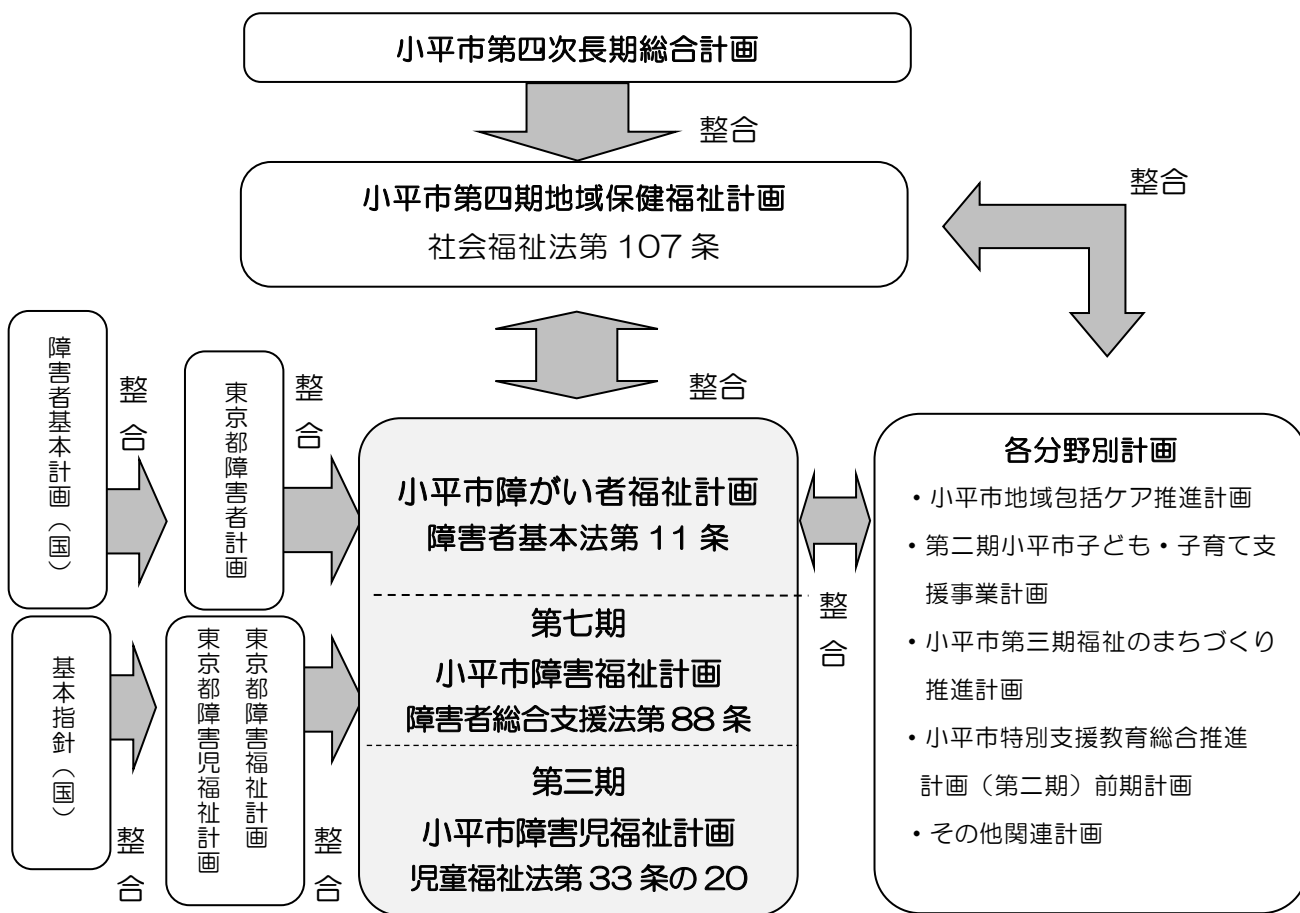
国の「基本指針」では、令和8（2026）年度を目標年度とする成果目標、令和8（2026）年度までの各年度における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児

第1章 計画策定の背景・概要

通所支援及び障害児相談支援の種類毎の必要な量の見込み並びにその見込み量の確保のための方策、その他必要な事項を定めるよう規定されています。

小平市では、国の「基本指針」で示された考え方を踏まえ、『第七期小平市障害福祉計画』『第三期小平市障害児福祉計画』を一体の計画として策定します。

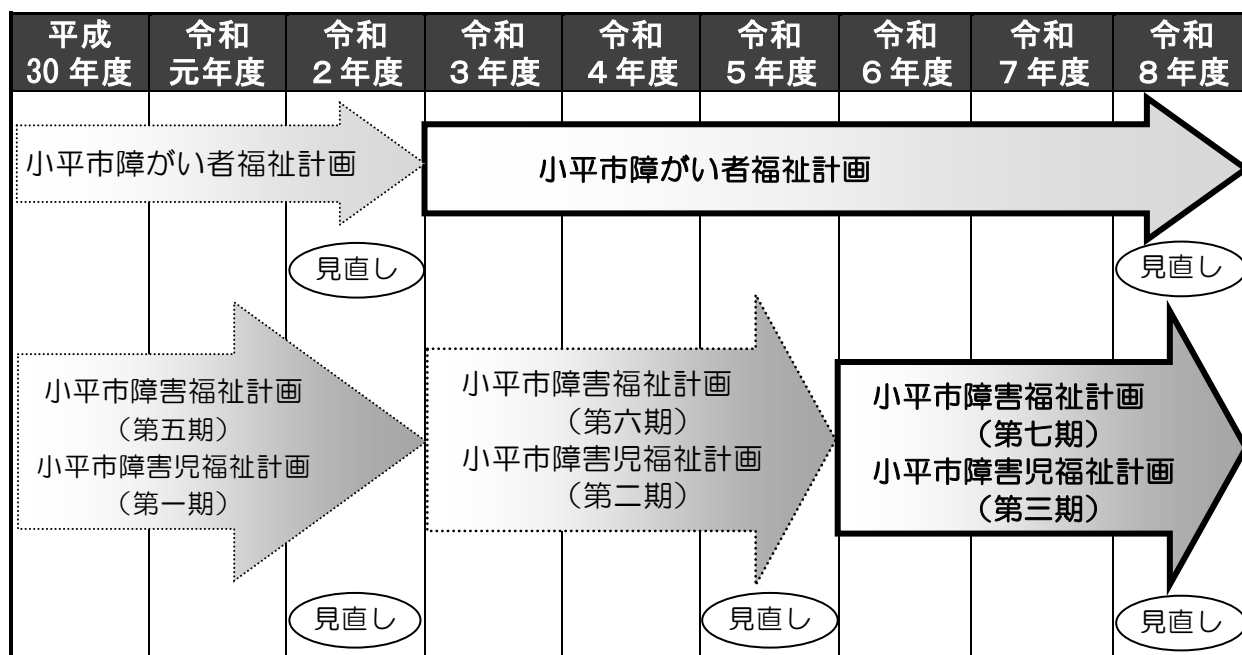
なお、本計画においては、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする『第七期小平市障害福祉計画』『第三期小平市障害児福祉計画』に対し、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までを計画期間とする『第六期小平市障害福祉計画』『第二期小平市障害児福祉計画』を「前期計画」と位置付けるものとします。



4 計画の期間

『小平市障がい者福祉計画』の期間は令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間となっています。

『第七期小平市障害福祉計画・第三期小平市障害児福祉計画』の期間については国の『基本指針』に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。



5 計画策定の体制

本計画の策定に際して、令和4（2022）年10月から12月にかけて、障がい者（手帳所持者）、難病等の方、発達障がい者[☆]を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を基礎資料として活用しました。

また、障がいの当事者、障がい者福祉関係団体、公募市民などが参加した「第七期小平市障害福祉計画・第三期小平市障害児福祉計画検討委員会」を設置し、本計画素案などの検討を行いました。

さらに、「地域自立支援協議会」からも意見を聴くほか、本計画素案について「市民懇談会」を開催するとともに、市民意見の募集（パブリックコメント）を実施して、広く市民の声を本計画に反映させるよう努めました。

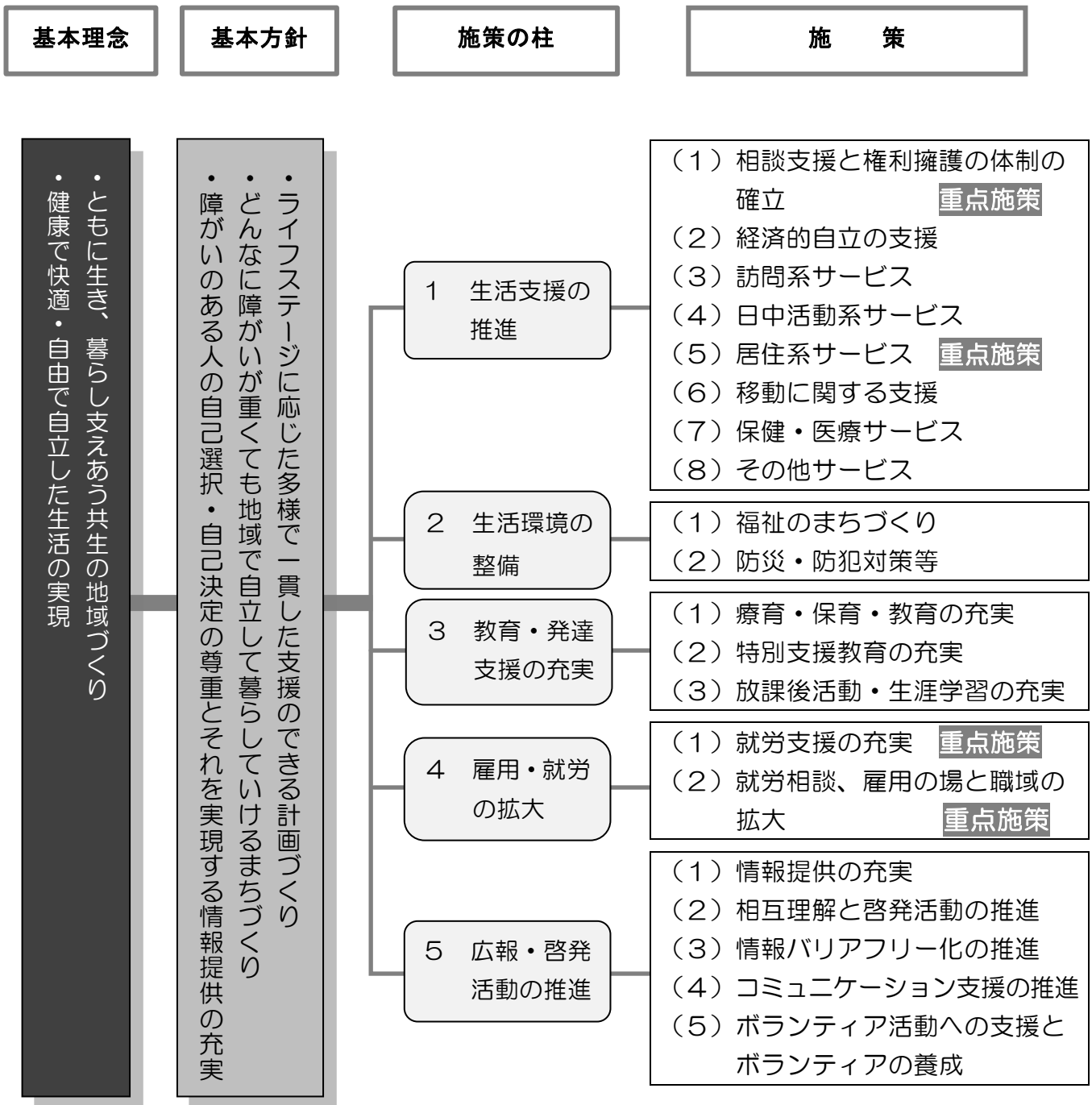
☆「発達障がい者」…障害者総合支援法で支援の対象となる「発達障がい者」は、診断を受けた人ですが、アンケート調査の対象とした発達障がい者には「発達障がいと思われる人」（診断を受けていない）も含まれます。

6

障がい者福祉計画の基本理念と施策の体系

小平市障害福祉計画・小平市障害児福祉計画の上位計画である「小平市障がい者福祉計画」は、基本理念・基本指針を軸として、“施策の柱”に沿って障がい者施策を体系的に推進していきます。

「障がい者福祉計画」施策体系



「自立」の概念について

「自立」という言葉の概念については様々な見解や解釈があり、今日まで広く受け入れられている統一的な定義というものは見当たりません。

本計画では、身辺的援助や経済的援助を受けているかなど、「他者からの援助を必要とするか否か」で判断するのではなく、「自分の生き方を自らの意思で決め、具体的な生活の様式や内容を自己選択・自己決定しつつ、社会の一員として生活していく人格的自立」を「自立」の概念としています。

「障害者」等の「害」の表記について

小平市では、“心のバリアフリー”等を推進するために、広報誌など市で使う「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記するか、他の言葉で表現しています。ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。このため、本計画でも「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。



「障がい者」の範囲について

「障がい」の定義については、国際的に本人の機能に着目した“医療モデル”から、環境との相互作用を重視する“社会モデル”への転換が進んでいます。「国際生活機能分類（ICF）」（平成13（2001）年）では、障がいを、①健康状態、②生活機能（心身機能・身体構造、活動、参加）、③背景因子（環境因子、個人因子）の三要素の相互作用として捉えています。

小平市の障がい者施策も、従来は基本的に身体障がい・知的障がい・精神障がいのいわゆる「三障がい」のある人を対象に推進してきましたが、平成22（2010）年12月に障がいの範囲の見直しが行われたことにより、「発達障がい」が障害者自立支援法上の障がいの範囲に明記されました。

また、障害者基本法の改正により、第2条で、「障害者」とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定義されています。

高次脳機能障がいも精神障がいに含まれることとされ、支援の対象となっているほか、平成25（2013）年4月には、障害者総合支援法の定める障害者（児）の対象に、新たに難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。

障がい者虐待について

障がいのある人に対する虐待はその内容から、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置、⑤経済的虐待の5つに分類されます。

虐待をしている人、虐待を受けている人に自覚があるとは限りません。虐待をしている人が「指導や教育」として不適切な行為を続けていることや、虐待を受けている人が自身の障がいの特性から虐待だと認識していないこともあります。

平成24（2012）年10月に施行された障害者虐待防止法では、障がいのある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組や障がい者を養護する人に対して支援措置を講じることなどを定めています。

障がい者虐待を身近な問題ととらえ、社会全体で支えあっていくことが大切です。

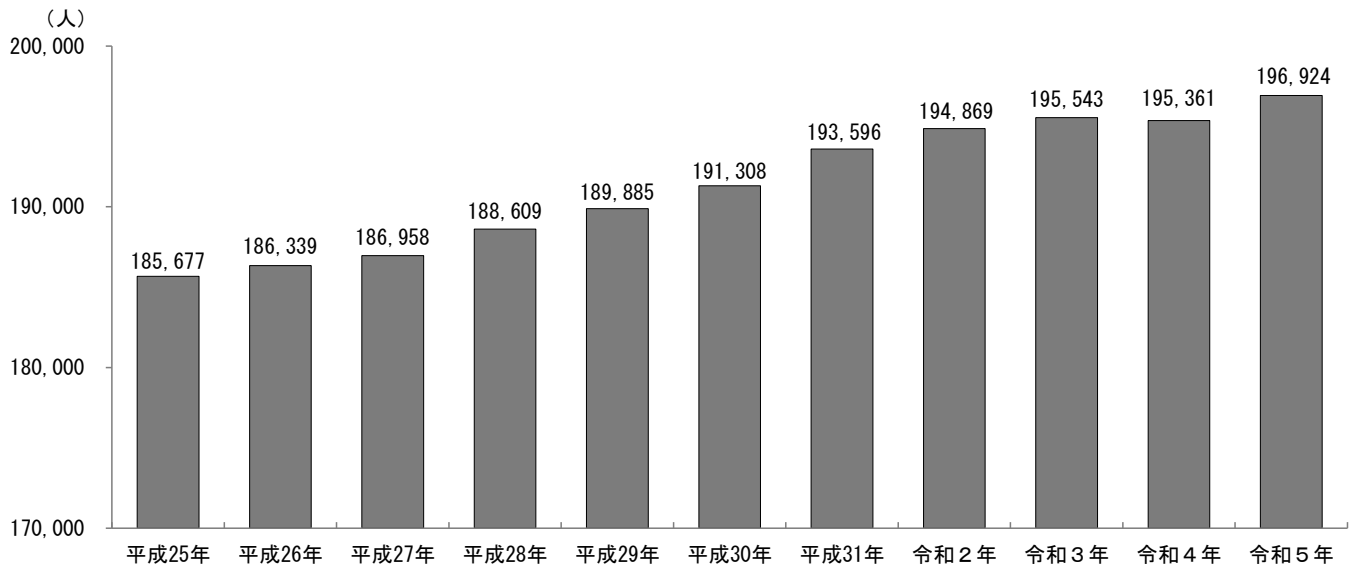
第2章

障がいのある人の現状と課題

1

人口の推移

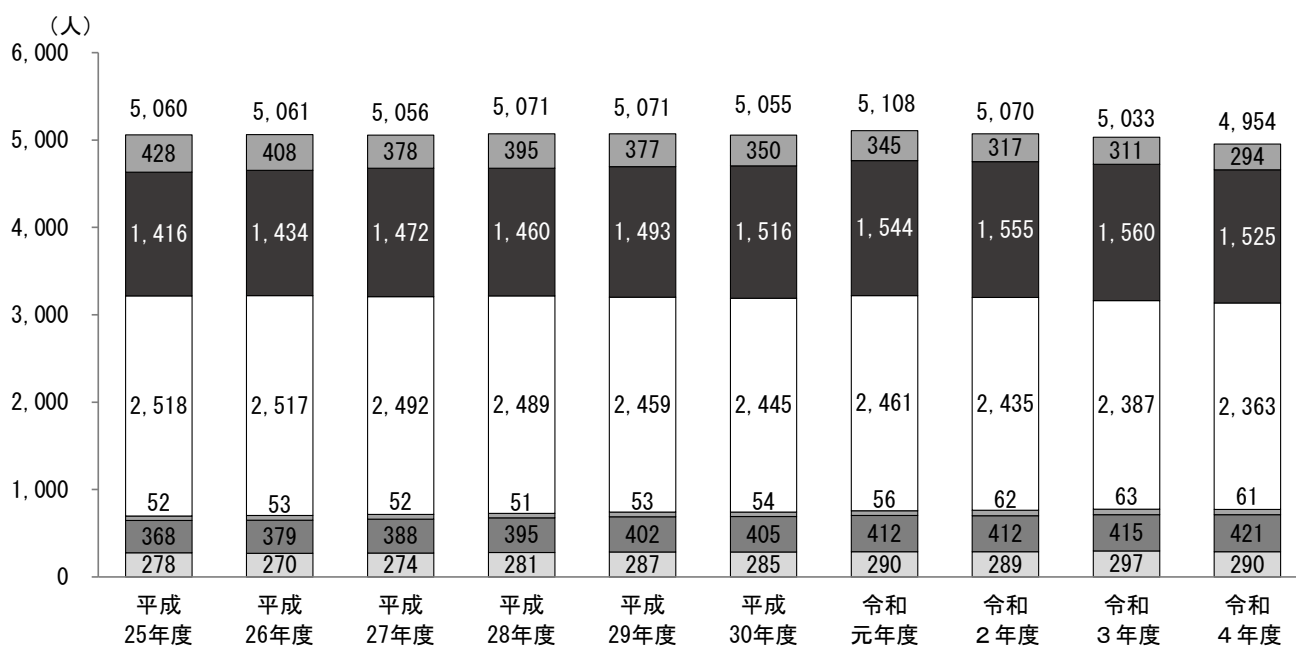
小平市の過去 10 年間の人口の推移をみると、平成 25 (2013) 年以降増加傾向にあり、平成 25 (2013) 年に 185,677 人であったのが、令和 5 年 (2023) 年には 196,924 人になり、約 1.06 倍となっています。



資料：町丁別住民基本台帳人口 ※各年 1 月 1 日現在

2 身体障がい者の状況

小平市の身体障害者手帳の所持者数は、平成 25（2013）年度に 5,060 人、令和 4（2022）年度には 4,954 人と、ほぼ横ばいの状況が続いています。障がい別では、「聴覚・平衡機能障がい」が約 1.14 倍、「音声・言語機能障がい」が約 1.17 倍、「内部障がい」が約 1.07 倍と、増加がみられます。

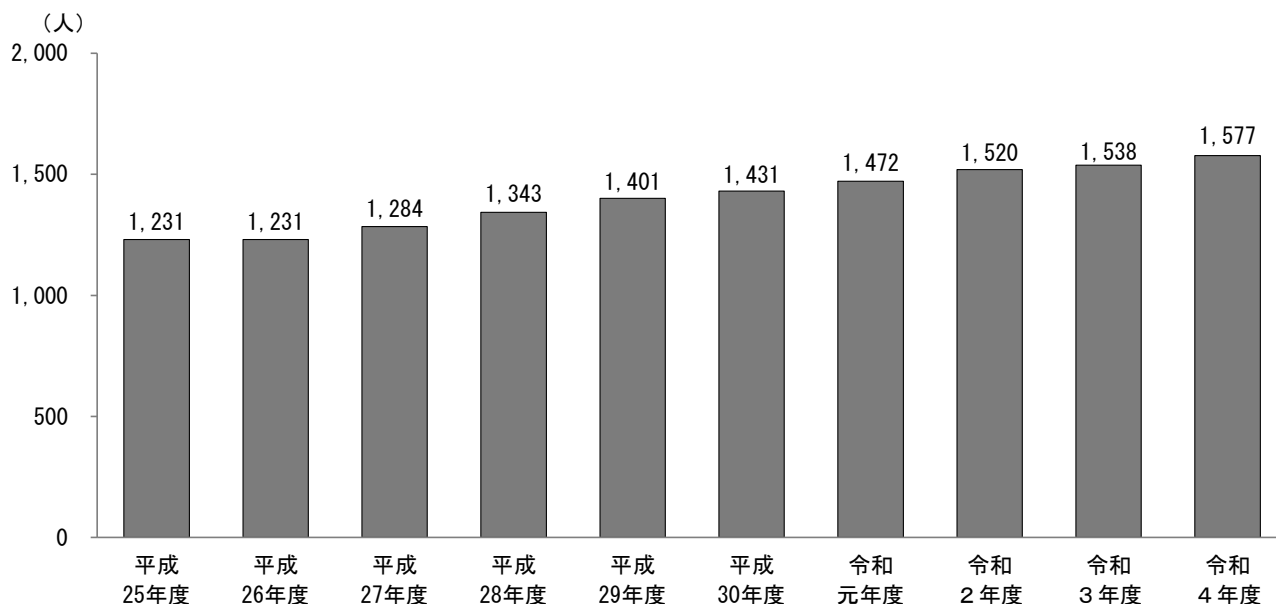


□視覚障がい ■聴覚・平衡機能障がい ■音声・言語機能障がい □肢体不自由 ■内部障がい ■合併障がい

資料：障がい者支援課 ※各年度 3 月 31 日現在
※小平市援護者を抽出

3 知的障がい者の状況

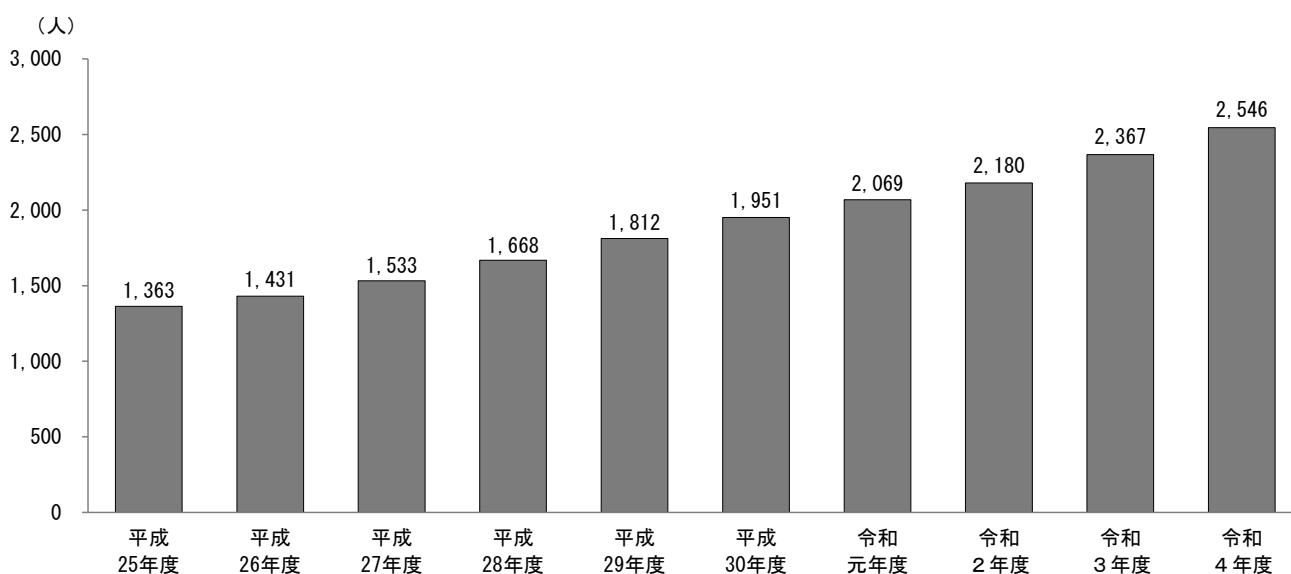
小平市の愛の手帳（療育手帳）の所持者数は、平成 25（2013）年度に 1,231 人であったのが、令和 4（2022）年度には 1,577 人になり、約 1.28 倍の伸びを示しています。



資料：障がい者支援課 ※各年度 3 月 31 日現在
※小平市援護者を抽出

4 精神障がい者の状況

小平市の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 25（2013）年度に 1,363 人であったのが、令和 4（2022）年度には 2,546 人になり、約 1.87 倍の伸びを示しています。

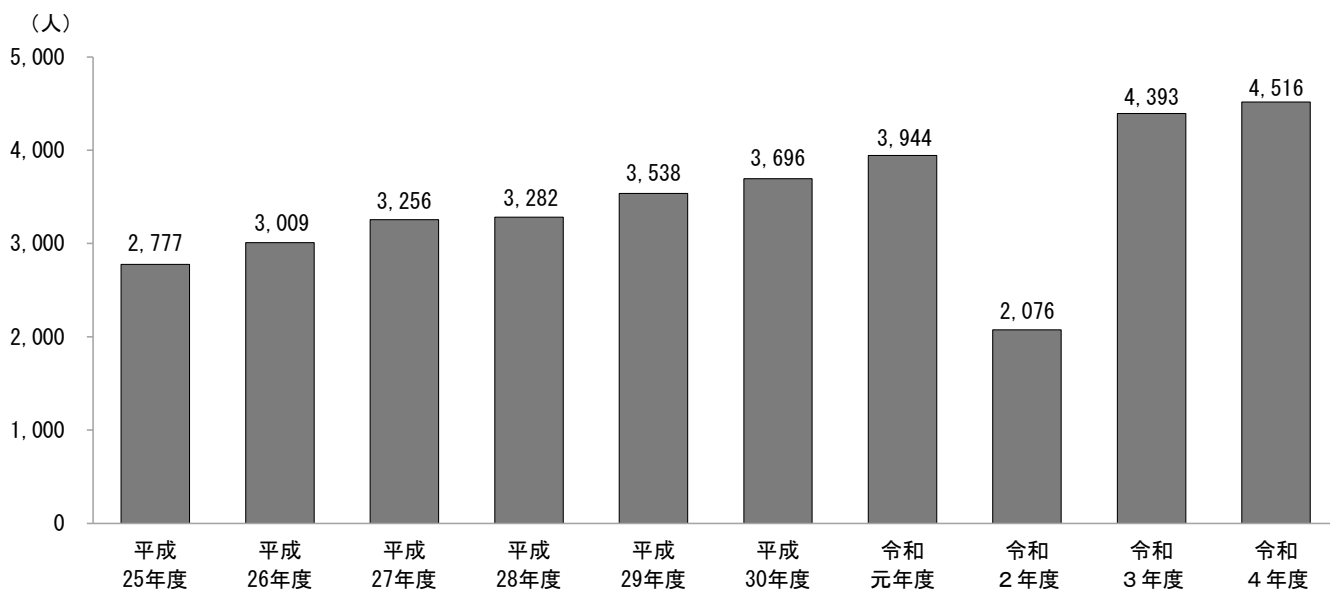


資料：障がい者支援課 ※各年度 3 月 31 日現在

5

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

小平市の自立支援医療（精神通院）受給者の推移では、平成 25（2013）年度に 2,777 人であったのが、令和 4（2022）年度には 4,516 人になり、約 1.63 倍になっています。令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症に係る受給者証の期間延長の措置により数値が減少しています。

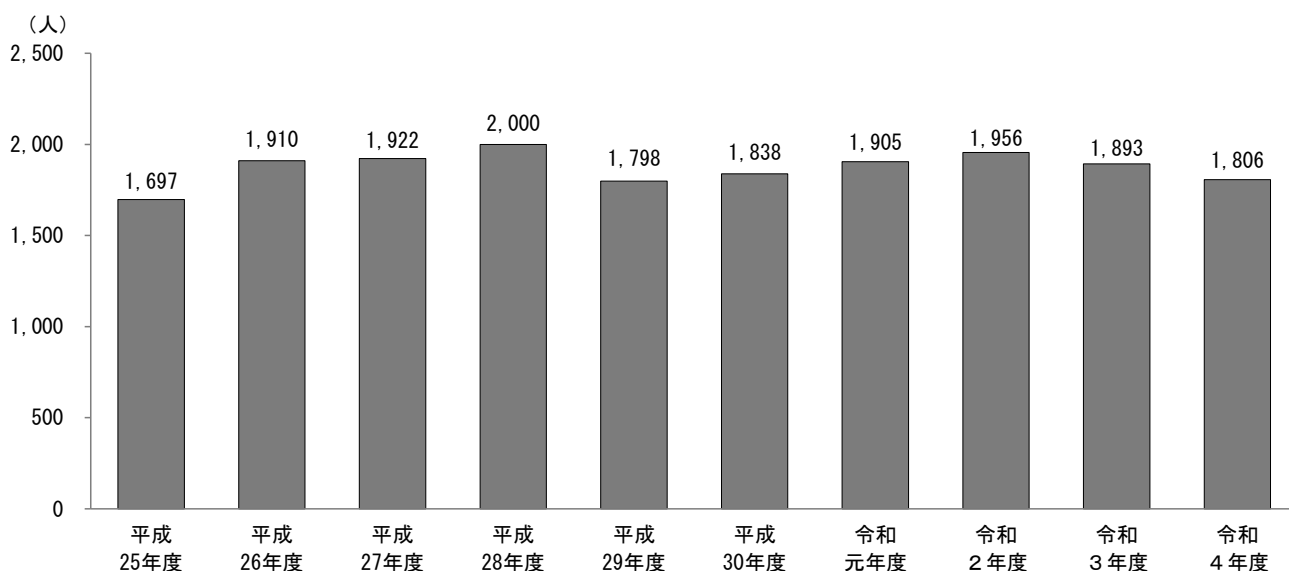


資料：障がい者支援課 ※各年度 3 月 31 日現在

6

難病医療費等助成受給者数の状況

小平市の難病医療費等助成受給者数は、平成 25（2013）年度に 1,697 人であったのが、令和 4（2022）年度には 1,806 人になり、約 1.06 倍の伸びを示しています。



資料：障がい者支援課 ※各年度 3 月 31 日現在

7

児童・生徒の状況

(1) 0歳から18歳までの年齢別手帳所持者数

小平市の18歳以下の手帳所持者数は、令和5（2023）年3月31日現在、身体障害者手帳が148人、愛の手帳が418人、精神障害者保健福祉手帳が76人となっています。

年齢	身体障害者手帳	愛の手帳	精神障害者保健福祉手帳
0～3	14	13	1
4～6	17	67	0
7～9	30	72	11
10～12	31	97	14
13～15	36	105	18
16～18	20	64	32
合計	148	418	76

資料：障がい者支援課 ※令和5（2023）年3月31日現在

(2) 特別支援学級等の学年別在籍児童・生徒数（市立小学校、中学校）

小平市立小学校に在籍する特別な支援を要する児童数は、令和5（2023）年5月1日現在、特別支援学級（固定級）が159人、特別支援教室及び通級指導学級が552人となっています。

小平市立中学校に在籍する特別な支援を要する生徒数は、令和5（2023）年5月1日現在、特別支援学級（固定級）が102人、特別支援教室及び通級指導学級が123人となっています。

学年	小学校						中学校		
	1	2	3	4	5	6	1	2	3
特別支援学級 （固定級）	26	28	20	24	32	29	36	34	32
合計	159						102		

学年	小学校						中学校		
	1	2	3	4	5	6	1	2	3
特別支援教室 通級指導学級	37	89	105	117	95	109	48	36	39
合計	552						123		

資料：指導課 ※令和5（2023）年5月1日現在
※通級指導学級には、難聴・言語学級（きこえ・ことば）を含む。

第2章 障がいのある人の現状と課題

(3) 特別支援学校等の学年別在籍児童・生徒数

小平市内や近隣の特別支援学校等に在籍する小平市在住の児童・生徒数は、令和5（2023）年5月1日現在、286人となっています。

学年	小学部						中学部			高等部			合計
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	
東京都立 小平特別支援学校 小金井特別支援学校 田無特別支援学校	22	17	18	14	20	15	21	14	12	30	18	27	228
その他の 特別支援学校等	3	1	0	0	2	1	5	3	5	11	16	11	58
合計①（学年別）	25	18	18	14	22	16	26	17	17	41	34	38	286
合計②（学部別）	113						60			113			286

令和5（2023）年5月1日現在

東京都立 小平特別支援学校	小学部・中学部・高等部
東京都立 小金井特別支援学校	小学部・中学部（高等部なし）
東京都立 田無特別支援学校	高等部（小学部・中学部なし）
その他の 特別支援学校等	東京学芸大学附属特別支援学校・東京都立立川学園・ 東京都立東久留米特別支援学校・東京都立青峰学園・ 東京都立南大沢学園・東京都立永福学園・武蔵野東学園 など

【障がい者支援課調べ】

8 アンケート調査の概要

障がい者の生活実態や障がい施策に対する意見などを把握して本計画策定の基礎資料とするため、令和4（2022）年10月から12月にかけて、市内在住の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病等の方及び発達障がいの方を主たる対象者としたアンケート調査を実施しました。

以下に掲げたのは、『第七期小平市障害福祉計画・第三期小平市障害児福祉計画策定のためのアンケート調査結果報告書（令和5（2023）年3月）』より抜粋した、調査結果の概要です。

■ アンケート調査の実施状況

今回調査では、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者、難病等の方及び発達障がいの方に調査票を配付し、1,499人の方から回答をいただきました。

	今回調査 令和4（2022）年10月～12月			前回調査 令和元（2019）年10月～11月		
	配付数	有効回答数	有効回答率	配付数	有効回答数	有効回答率
身体障がい者	1,617	819	50.6%	1,628	819	50.3%
知的障がい者	413	198	47.9%	463	218	47.1%
精神障がい者	641	255	39.8%	613	265	43.2%
難病等の方	329	185	56.2%	296	142	48.0%
合計	3,000	1,457	48.6%	3,000	1,444	48.1%
発達障がいの方 ※	—	42	—	—	66	—

※発達障がいの方は、調査票を、学校、幼稚園、保育園、相談機関等を通じて配付しました。そのため、配付数の把握ができず、配付数及び有効回答率が空欄となっています。

■ アンケート調査の見方

表の濃い網掛けは最も多い項目、薄い網掛けは2番目に多い項目、斜字は3番目に多い項目です。（「無回答」を除く）

また、表やグラフにおいて、「n」は回答者数を表します。

<調査結果>

① 回答者

今回の調査に記入いただいた方の内訳は、身体障がい者では 61.1%、精神障がい者では 76.9%、難病等の方では 80.5%で「本人」との回答が最も多く、知的障がい者では「家族や支援者が本人の意向を考えて記入」との回答が 38.4%で最も多くなっています。

発達障がいの方では、最も多かったのは「父母」で 83.3%となっています。

② 基本事項について

(i) 身体障がい者

性別は、男性が 50.8%、女性が 46.8%でした。年齢では「40歳～64歳」(34.1%)が最も多く、次いで「65～74歳」(30.5%)、「75歳以上」(22.1%)となっており、40歳未満は1割程度となっています。日中の主な活動場所は「自宅(家事・育児などを含む)」(43.7%)が最も多く、「職場(作業所など「福祉的就労」の場も含む)」(23.9%)が続いています。

(ii) 知的障がい者

性別は、男性が 66.2%、女性が 30.8%でした。年齢では「18～39歳」(43.9%)が最も多く、次いで「6～14歳」(21.2%)が多く、比較的若い年代が多くなっています。日中の主な活動場所は「職場(作業所など「福祉的就労」の場も含む)」(39.4%)が最も多く、次いで「特別支援学校(小・中・高)」(16.2%)、「障がいの者の通所施設(生活介護、機能訓練など)」(9.6%)が多くなっています。

(iii) 精神障がい者

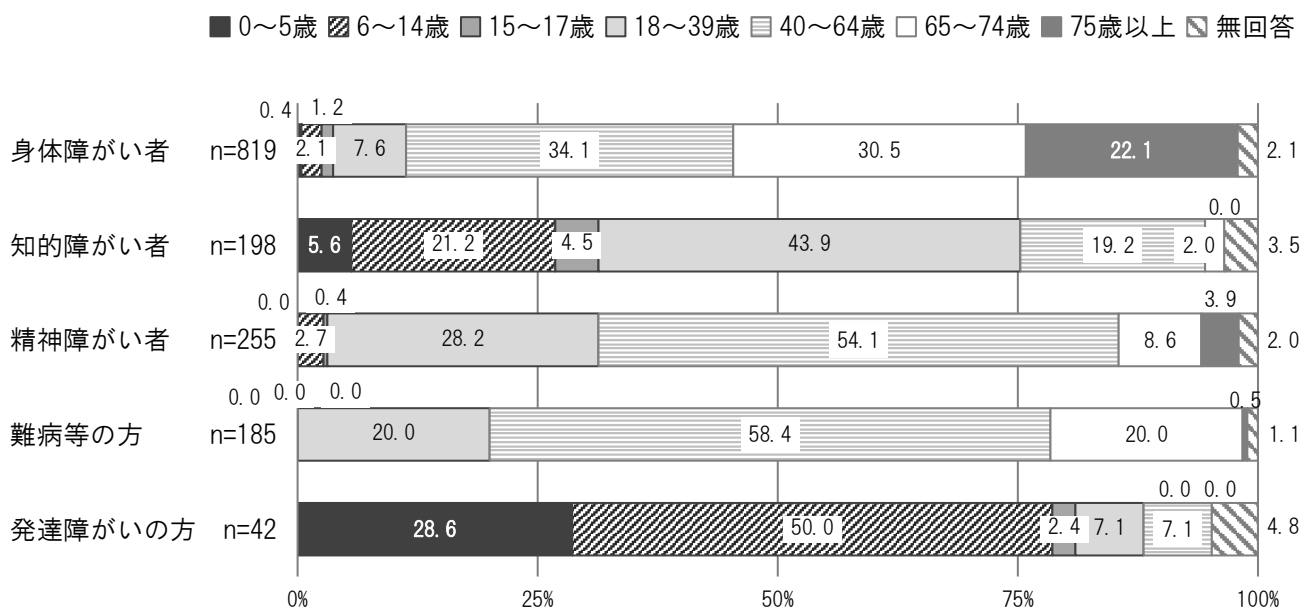
性別は、男性が 51.4%、女性が 46.3%でした。年齢では「40～64歳」(54.1%)が最も多く、次いで「18～39歳」(28.2%)が多くなっており、働き盛りの年代が多くなっています。日中の主な活動場所は「職場(作業所など「福祉的就労」の場も含む)」(41.6%)が最も多く、次いで「自宅(家事・育児などを含む)」(34.5%)が多くなっています。

(iv) 難病等の方

性別は、男性が 30.3%、女性が 67.0%でした。年齢では「40～64歳」(58.4%)が最も多く、次いで「18～39歳」及び「65～74歳」(20.0%)となっています。日中の主な活動場所は「職場(作業所など「福祉的就労」の場も含む)」(51.9%)が最も多く、次いで「自宅(家事・育児などを含む)」(37.3%)が多くなっています。

(v) 発達障がいの方

性別は、男性が64.3%、女性が31.0%でした。年齢では「6～14歳」(50.0%)が最も多く、次いで「0～5歳」(28.6%)が多く、ほとんどの人が14歳以下となっています。日中の主な活動場所は「幼稚園や保育園、認定こども園、学校、障害児通所施設などに通っている(在籍している)」(88.1%)が大部分を占めています。



(vi) 手帳の重複の状況

「身体障害者手帳」を精神障がい者の8.6%が、「愛の手帳」を身体障がい者の8.3%と精神障がい者の0.8%が重複して持っています。また、「精神障害者保健福祉手帳」を身体障がい者の5.0%と知的障がい者の6.1%が重複して持っています。

発達障がいの方では、愛の手帳を33.3%が、精神障害者保健福祉手帳を21.4%が持っています。

【手帳の重複の状況】

項目	身体障がい者 n=819		知的障がい者 n=198		精神障がい者 n=255		発達障がいの方 n=42	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
身体障害者手帳	819	100.0	0	0.0	22	8.6	4	9.5
愛の手帳	68	8.3	198	100.0	2	0.8	14	33.3
精神障害者保健福祉手帳	41	5.0	12	6.1	255	100.0	9	21.4

第2章 障がいのある人の現状と課題

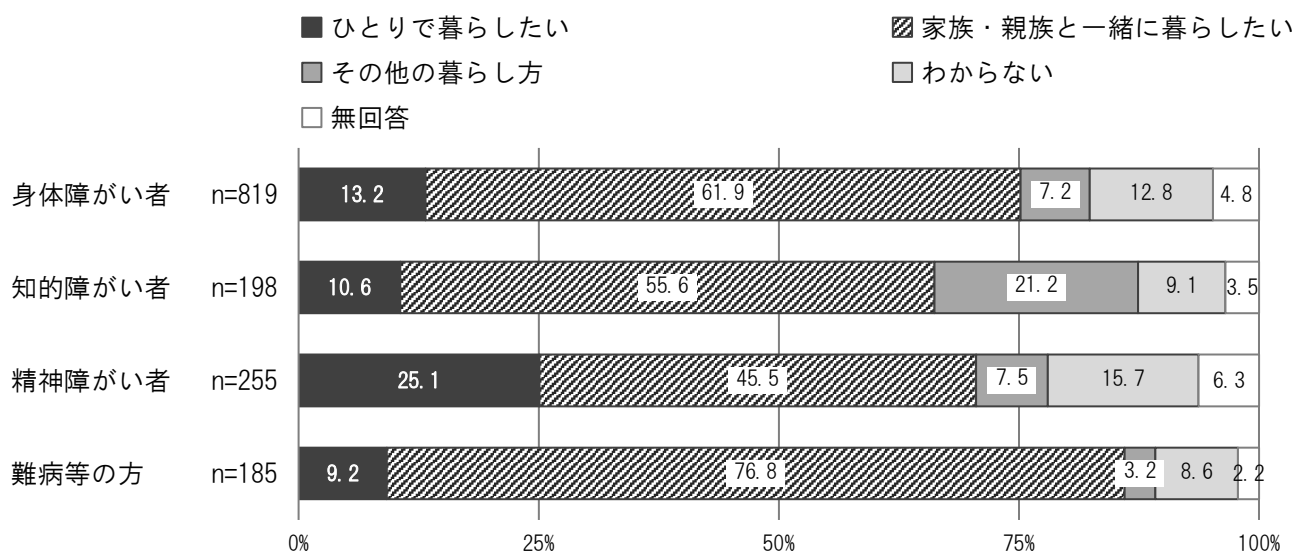
③ 暮らし方について

現在の暮らし方について、「家族・親族と一緒に暮らしている」という回答は、身体障がい者で 74.2%、知的障がい者で 75.3%、精神障がい者で 60.8%、難病等の方で 84.3%、発達障がいの方で 90.5%と、すべての対象者で最も高くなっています。

また「ひとりで暮らしている」が精神障がい者で 28.6%、身体障がい者では 17.1% となっています。

“3年後に誰とどのようなところで暮らしたいか”については、「家族・親族と一緒に暮らしたい」がすべての対象者で最も高くなっており、身体障がい者で 61.9%、知的障がい者で 55.6%、精神障がい者で 45.5%、難病等の方で 76.8%となっています。

そのほか、身体障がい者と精神障がい者で「ひとりで暮らしたい」が 13.2%と 25.1%、知的障がい者で「グループホームで暮らしたい」が 15.2%と高くなっています。



※「その他の暮らし方」には、「友達など知り合いと一緒に暮らしたい」、「グループホームで暮らしたい」、「障がい者施設で暮らしたい」、「介護保険（高齢者）施設で暮らしたい」、「その他」が含まれます。



④ 年齢別、同居している家族・親族【クロス集計】

年齢別に見ると、「0～17歳」と「18～39歳」では、すべての対象者で「母」や「父」が高くなっています。「40～64歳」では、身体障がい者と難病等の方で配偶者が、知的障がい者と精神障がい者で「母」が最も高くなっています。

また、「65歳以上」では、身体障がい者・精神障がい者・難病等の方で「配偶者（夫または妻）」が最も高く、次いで「子」となっています。

【身体】 同居している家族・親族（年齢別）

同居している家族・親族	年齢		0～17歳 n=27		18～39歳 n=39		40～64歳 n=206		65歳以上 n=324	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%		
配偶者（夫または妻）	-	-	6	15.4	137	66.5	273	84.3		
父	26	96.3	24	61.5	26	12.6	2	0.6		
母	27	100.0	32	82.1	52	25.2	6	1.9		
子	-	-	3	7.7	74	35.9	109	33.6		
子の配偶者	-	-	-	-	1	0.5	13	4.0		
兄弟姉妹	18	66.7	14	35.9	20	9.7	7	2.2		
祖父母	2	7.4	1	2.6	1	0.5	1	0.3		
その他の親族	2	7.4	-	-	2	1.0	11	3.4		
無回答	-	-	1	2.6	1	0.5	3	0.9		

【知的】 同居している家族・親族（年齢別）

同居している家族・親族	年齢		0～17歳 n=56		18～39歳 n=72		40～64歳 n=18		65歳以上 n=1	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%		
配偶者（夫または妻）	1	1.8	1	1.4	1	5.6	-	-		
父	50	89.3	59	81.9	9	50.0	-	-		
母	54	96.4	68	94.4	15	83.3	-	-		
子	1	1.8	-	-	1	5.6	-	-		
子の配偶者	-	-	-	-	-	-	-	-		
兄弟姉妹	35	62.5	37	51.4	2	11.1	1	100.0		
祖父母	3	5.4	6	8.3	-	-	-	-		
その他の親族	1	1.8	1	1.4	-	-	-	-		
無回答	1	1.8	1	1.4	-	-	-	-		

第2章 障がいのある人の現状と課題

【精神】 同居している家族・親族（年齢別）

同居している家族・親族	年齢		0～17歳 n=6		18～39歳 n=45		40～64歳 n=89		65歳以上 n=12	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%		
配偶者（夫または妻）	-	-	12	26.7	41	46.1	8	66.7		
父	5	83.3	18	40.0	31	34.8	-	-		
母	6	100.0	28	62.2	43	48.3	-	-		
子	-	-	7	15.6	23	25.8	4	33.3		
子の配偶者	-	-	-	-	-	-	-	-		
兄弟姉妹	5	83.3	12	26.7	9	10.1	2	16.7		
祖父母	-	-	2	4.4	-	-	-	-		
その他の親族	-	-	1	2.2	3	3.4	-	-		
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-		

【難病】 同居している家族・親族（年齢別）

同居している家族・親族	年齢		0～17歳 n=0		18～39歳 n=30		40～64歳 n=94		65歳以上 n=31	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%		
配偶者（夫または妻）	-	-	14	46.7	76	80.9	28	90.3		
父	-	-	11	36.7	12	12.8	-	-		
母	-	-	15	50.0	13	13.8	2	6.5		
子	-	-	9	30.0	61	64.9	9	29.0		
子の配偶者	-	-	-	-	-	-	-	-		
兄弟姉妹	-	-	7	23.3	4	4.3	-	-		
祖父母	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他の親族	-	-	1	3.3	1	1.1	-	-		
無回答	-	-	1	3.3	-	-	-	-		

【発達】 同居している家族・親族（年齢別）

同居している家族・親族	年齢		0～17歳 n=34		18～39歳 n=2		40～64歳 n=1		65歳以上 n=0	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%		
配偶者（夫または妻）	1	2.9	-	-	-	-	-	-	-	-
父	30	88.2	2	100.0	-	-	-	-	-	-
母	33	97.1	2	100.0	1	100.0	-	-	-	-
子	1	2.9	-	-	-	-	-	-	-	-
子の配偶者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兄弟姉妹	26	76.5	2	100.0	-	-	-	-	-	-
祖父母	2	5.9	1	50.0	-	-	-	-	-	-
その他の親族	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第2章 障がいのある人の現状と課題

⑤ 地域で生活するために

前問『③暮らし方について』で「ひとりで暮らしたい」、「家族・親族と一緒に暮らしたい」、「友達など知り合いと一緒に暮らしたい」、「グループホームで暮らしたい」の“地域での暮らし”を希望された方に、地域での生活に必要なことをたずねたところ、身体障がい者では「緊急時、災害時等の支援体制」が36.3%、知的障がい者では「相談支援体制の充実」が49.1%、精神障がい者と難病等の方で「経済的支援」が48.9%、29.6%と最も高くなっています。

また、知的障がい者では「グループホームの整備」が39.4%となっています。

【地域で生活するために（対象別上位5回答）】

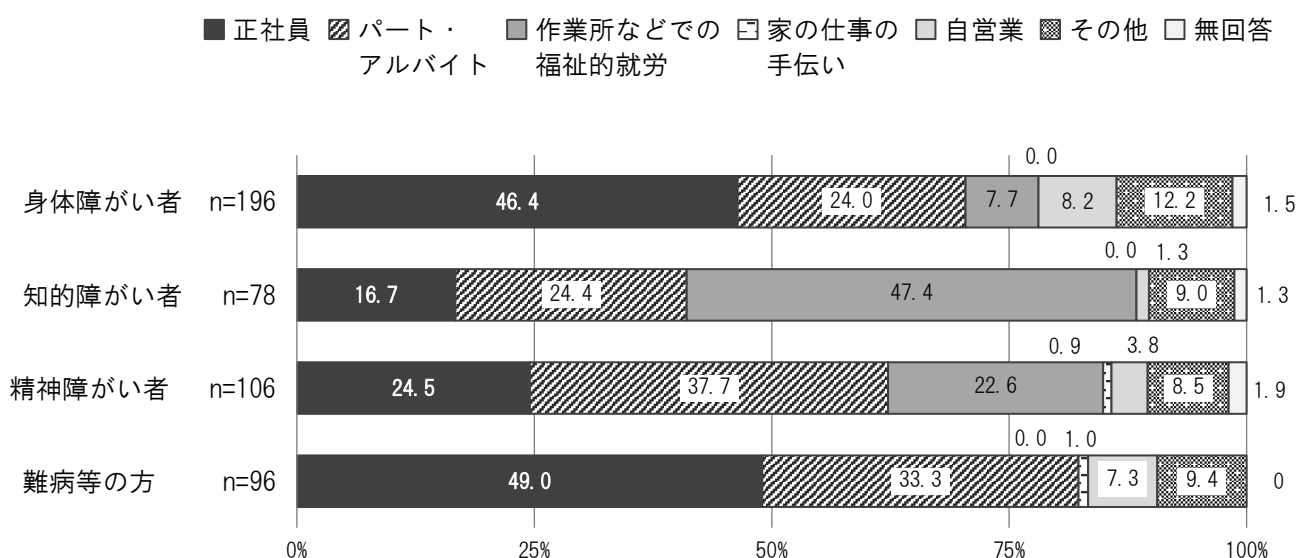
	身体障がい者 n=640	知的障がい者 n=165	精神障がい者 n=184	難病等の方 n=162
1	緊急時、災害時等の支援体制 36.3%	相談支援体制の充実 49.1%	経済的支援 48.9%	経済的支援 29.6%
2	情報提供 26.9%	緊急時、災害時等の支援体制 45.5%	相談支援体制の充実 39.1%	身近な医療機関の確保 24.7%
3	身近な医療機関の確保 25.0%	グループホームの整備 39.4%	情報提供 33.7%	情報提供 21.6%
4	経済的支援 24.7%	就労支援の充実／経済的支援 37.6%	就労支援の充実 33.2%	緊急時、災害時等の支援体制 17.9%
5	相談支援体制の充実 23.9%		緊急時、災害時等の支援体制／身近な医療機関の確保 21.7%	相談支援体制の充実 17.3%

⑥ 就労について

日中の過ごし方に「職場」と回答された方に、その就労形態についてたずねたところ、「正社員」が身体障がい者では46.4%、精神障がい者では24.5%、難病等の方では49.0%となっていますが、精神障がい者では「作業所などでの福祉的就労」が22.6%と「正社員」とは1.9ポイントの差となっています。

また、知的障がい者では「作業所などでの福祉的就労」が47.4%と最も高くなっています。

「正社員」と「パート・アルバイト」を合わせた“一般就労”の回答は難病等の方で82.3%、身体障がい者で70.4%、精神障がい者で62.2%、知的障がい者で41.1%となっています。



第2章 障がいのある人の現状と課題

⑦ 情報の入手先について

「都や市などの広報」が身体障がい者で 63.4%、精神障がい者で 45.5%、難病等の方で 63.8%と最も高くなっており、知的障がい者でも 33.8%と2番目に高くなっています。

「インターネット・SNS」は精神障がい者で 43.1%、難病等の方で 42.7%と高くなっています。また、「相談機関（あさやけ、ひびき、ほっとなど）」は知的障がい者で 28.8%、精神障がい者で 20.8%となっています。

【情報の入手先（対象別上位5回答）】

	身体障がい者 n=819	知的障がい者 n=198	精神障がい者 n=255	難病等の方 n=185
1	都や市などの広報 63.4%	学校・職場・施設 37.9%	都や市などの広報 45.5%	都や市などの広報 63.8%
2	テレビ・ラジオ・新聞 29.4%	都や市などの広報 33.8%	インターネット・SNS 43.1%	インターネット・SNS 42.7%
3	インターネット・SNS 28.6%	家族・親族 30.3%	病院・診療所 31.0%	病院・診療所 25.4%
4	家族・親族 18.8%	相談機関（あさやけ、ひびき、ほっとなど） 28.8%	テレビ・ラジオ・新聞 22.0%	テレビ・ラジオ・新聞 23.2%
5	病院・診療所 12.3%	インターネット・SNS 21.7%	相談機関（あさやけ、ひびき、ほっとなど） 20.8%	市や保健所の窓口 14.6%

⑧ 障害福祉サービス、地域生活支援事業などの利用状況と利用意向〔上位3位〕

今後利用したいサービスについてたずねました。

「居宅介護」が身体障がい者、難病等の方で第1順位になっています。

(i) 身体障がい者

	利用しているサービス	利用したいサービス
1	計画相談支援 (9.5%)	居宅介護 (9.8%)
2	居宅介護 (8.1%)	短期入所（ショートステイ） 地域生活支援拠点等事業 (6.6%)
3	日常生活用具給付等事業 (6.2%)	

(ii) 知的障がい者

	利用しているサービス	利用したいサービス
1	計画相談支援 (35.4%)	行動援護 (15.2%)
2	就労継続支援(B型) 放課後等デイサービス (16.7%)	共同生活援助（グループホーム） (14.1%)
3		地域自立生活支援センターひびき (13.1%)

(iii) 精神障がい者

	利用しているサービス	利用したいサービス
1	計画相談支援 (14.1%)	就労移行支援 (9.0%)
2	就労継続支援（B型） (12.9%)	地域定着支援 地域活動支援センター事業 (8.2%) (あさやけ・はばたき)
3	地域活動支援センター事業 (あさやけ・はばたき) (12.2%)	

第2章 障がいのある人の現状と課題

(iv) 難病等の方

	利用しているサービス	利用したいサービス
1	居宅介護 自立訓練（機能訓練） 計画相談支援 (0.5%) 保育所等訪問支援 児童発達支援センター	居宅介護 (8.6%)
2		短期入所（ショートステイ） (7.0%) 地域定着支援
3		

(v) 発達障がいの方

	利用しているサービス	利用したいサービス
1	放課後等デイサービス (38.1%)	行動援護 (21.4%)
2	児童発達支援 (31.0%)	就労移行支援 (19.0%) 短期入所（ショートステイ）
3	計画相談支援 (19.0%)	

⑨ 災害時対策

「避難場所がわかる」が身体障がい者では 42.6%、精神障がい者では 43.9%、難病等の方では 55.7%と最も高くなっているほか、知的障がい者が 26.3%となっています。

知的障がい者では「食糧や水などの防災用品を用意している」が 31.3%と最も高くなっているほか、身体障がい者で 38.3%、難病等の方で 42.7%など、全対象者で上位となっています。

一方で、「特に対策を立てていない」は、精神障がい者で 31.8%、知的障がい者で 26.3%となっており、同一の障害種別の中では 2 番目に高い割合となっています。

【集計結果：災害時対策】

項目	身 体 障がい者 n=819		知 的 障がい者 n=198		精 神 障がい者 n=255		難病等の方 n=185	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
避難場所がわかる	349	42.6	52	26.3	112	43.9	103	55.7
家族と避難方法を決めている	154	18.8	35	17.7	44	17.3	52	28.1
近所の人に 災害時の手助けを頼んである	17	2.1	2	1.0	1	0.4	1	0.5
食糧や水などの防災用品を 用意している	314	38.3	62	31.3	80	31.4	79	42.7
必要な薬、補装具、医療器具などは すぐに持ち出せるように準備している	188	23.0	21	10.6	42	16.5	55	29.7
家具に転倒防止の対策をしている	192	23.4	41	20.7	42	16.5	45	24.3
年 1 回は避難訓練に参加している	30	3.7	19	9.6	11	4.3	3	1.6
「避難行動要支援者登録名簿」に登録している	76	9.3	22	11.1	2	0.8	2	1.1
「ヘルプカード」を利用している	72	8.8	32	16.2	18	7.1	7	3.8
その他	16	2.0	2	1.0	6	2.4	1	0.5
特に対策を立てていない	186	22.7	52	26.3	81	31.8	41	22.2
無回答	53	6.5	10	5.1	11	4.3	1	0.5



⑩ 充実させる施策

身体障がい者では「障がい者が利用しやすい道路や公共施設などのバリアフリーの推進」が 25.9%、知的障がい者では「グループホームなどの住まいの場の充実」が 30.8%、精神障がい者では「障がい者のための身近な相談支援体制の充実・機能強化（地域生活支援センターあさやけ、地域自立生活支援センターひびきなど）」が 25.5%と最も高くなっています。

また、難病等の方では「保健・医療、福祉、教育の連携と一貫した支援」が 28.1%、発達障がいの方では「ライフステージ（入学、卒業、就職など）で途切れることのない一貫した支援」が 61.9%と最も高くなっています。



第2章 障がいのある人の現状と課題

【充実させるべき障がい者施策（対象別上位5回答）】

	身体障がい者 n=819	知的障がい者 n=198	精神障がい者 n=255	難病等の方 n=185	発達障がいの方 n=42
1	障がい者が利用しやすい道路や公共施設などのバリアフリーの推進 25.9%	グループホームなどの住まいの場の充実 30.8%	障がい者のための身近な相談支援体制の充実・機能強化（地域生活支援センターあさやけ、地域自立生活支援センターひびきなど） 25.5%	保健・医療、福祉、教育の連携と一貫した支援 28.1%	ライフステージ（入学、卒業、就職など）で途切れることのない一貫した支援 61.9%
2	災害時や緊急時の支援体制の充実 19.8%	ライフステージ（入学、卒業、就職など）で途切れることのない一貫した支援 25.3%	障がいを理由とする差別の解消の推進 25.1%	災害時や緊急時の支援体制の充実 21.1%	療育（言語訓練など）の充実 28.6%
3	保健・医療、福祉、教育の連携と一貫した支援 17.0%	就労支援（就労・生活支援センターほっとなど）の充実 21.7%	就労支援（就労・生活支援センターほっとなど）の充実 22.7%	障がい者が利用しやすい道路や公共施設などのバリアフリーの推進 19.5%	就労に向けた訓練の充実／放課後活動の充実 23.8%
4	補装具の利用支援や日常生活用具の給付の充実 16.6%	日中一時支援、短期入所など介助者（家族や親族）への支援の充実 19.7%	障がいの特性に応じた情報提供の整備・充実 20.4%	就労支援（就労・生活支援センターほっとなど）の充実 18.4%	
5	外出時の移動に関する支援の充実 13.8%	災害時や緊急時の支援体制の充実／外出時の移動に関する支援の充実 17.2%	保健・医療、福祉、教育の連携と一貫した支援 20.0%	障がいの特性に応じた情報提供の整備・充実 15.1%	児童発達支援などでの就学前訓練／保健・医療、福祉、教育の連携と一貫した支援／就労支援（就労・生活支援センターほっとなど）の充実／障がいの特性に応じた情報提供の整備・充実／障がいがある人とない人の相互理解・交流の促進 19.0%

9 障害福祉計画・障害児福祉計画（前期計画）における成果目標の評価・課題

第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画（令和3（2021）年度から令和5（2023）年度）（8ページで前期計画としたもの）では、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「地域生活への移行」や「就労支援」、「障がい児支援」などの課題への対応について、国の基本指針を踏まえ、市の成果目標を設定するとともに、これを達成するための活動指標を見込み、計画を進めてきました。

令和6（2024）年度からの計画策定に当たり、前期計画における成果目標及び活動指標の進捗状況について評価を行い、今後の3年間（令和6（2024）年度から令和8（2026）年度）に取り組む課題を整理しました。

（1）施設入所者の地域生活への移行

■前期計画の成果目標

施設入所者の地域生活への移行については、令和元（2019）年度末現在の施設入所者数が113人であり、国の基本指針に基づき、令和5（2023）年度末までに入所者数の8%（9人）を地域生活への移行、5.3%（6人）削減することを目指すとし、入所者数を113人から107人に削減します。

【活動指標の進捗状況】

	基準時点 令和元年度	実績 令和4年度	前期計画目標 (令和5年度末)
施設入所者の地域生活への移行 (移行者数累計)	2人	5人	9人
施設入所者数の削減 (施設入所者数)	113人	100人	107人

【評価・課題】

- 「施設入所者の地域生活への移行」は、令和4（2022）年度までの実績が累計5人であり、目標値には届かない見込みですが、「施設入所者数の削減」は、令和4（2022）年度の実績が100人となり、目標の107人を上回る実績となりました。
- 施設入所者の高齢化や重度化が進み、必要な介護量が増加傾向にある入所者が増えていることや、地域における受皿の整備の不足などの要因もあり、引き続き地域生活への移行の推進に努める必要があります。
- 入所施設に代わる日常生活の場として、共同生活援助（グループホーム）が推進されていますが、地域移行の受皿としてのニーズも注視しつつ、さらに整備を進めていく必要があります。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■前期計画の成果目標

国の基本指針に基づき、令和2（2020）年度に、保健・医療・福祉関係者による協議の場として「小平市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム連絡会」を設置しました。精神病床からの地域移行や精神障がい者とその家族が抱える様々な課題について検討を行い、地域移行した精神障がい者だけでなく、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう切れ目のない支援と地域づくりを目指します。

【活動指標の進捗状況】

	令和2年度	実績 令和4年度	前期計画目標 (令和5年度末)
精神障がいにも対応した地域包括 ケアシステムの構築 (切れ目のない支援と地域づくりを目指す)	設 置	連絡会に おいて検討	連絡会に おいて検討

【評価・課題】

- 令和2（2020）年11月に「小平市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム連絡会」を立ち上げました。市内の保健・医療・福祉関係者とともに、精神病床からの地域移行や、精神障がい者とその家族が抱える様々な課題について検討を行っています。
- ひきこもりや、家族支援のためのアウトリーチ（直接出向いていく）体制の構築の検討については、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の協議の場における課題の一つとして、継続して検討する必要があります。
- 精神障がい者の地域生活を支援するための事業については、地域での理解も必要であることから、講演会や展示会を開催し、啓発に努めています。
- 精神障がいの有無や程度にかかわらず誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めるために、市を中心とした取組に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会を構築していくことが重要となっています。

(3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

■前期計画の成果目標

地域生活支援拠点等の整備について、目標を令和5（2023）年度末までとし、可能な限り早期に実施できるよう努めます。

整備にあたっては、地域の複数の機関が分担して機能を補う面的整備を基本とし、地域生活支援拠点等の整備に必要な緊急時の対応などの5つの機能を実現するために、障害福祉サービス報酬加算を活用した取組を進めるとともに、小平市圏域として、具体的な仕組みづくりに向けて取り組みます。

整備後には、機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討します。

【活動指標の進捗状況】

	令和3年度	実績 令和4年度	前期計画目標 (令和5年度末)
地域生活支援拠点等の整備	整備済・未実施	整備済・未実施 (検証)	整備・充実

【評価・課題】

- 障がいのある人の重度化・高齢化や介助・支援する家族の「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、相談支援、体験の機会・場の提供、緊急時や24時間体制の対応や受け入れ、担い手の専門性、地域の体制づくりの5つの機能を備えた地域生活支援拠点等の整備について、地域自立支援協議会を中心として、検討を重ねてきました。
- 地域生活支援拠点等に整備する5つの機能を実現するために創設されている障害福祉サービス報酬加算を活用した仕組みの理解・啓発を行い、小平市圏域として、面的整備を進めていくための具体的な仕組みづくりを進めました。
- その結果、市を一つの圏域として、地域の複数の機関が分担して5つの機能を担う体制の「面的整備型」により地域生活支援拠点を整備し、令和3年10月に小平市地域生活支援拠点等事業を開始しました。
- 緊急時の受入・対応については、担い手や受け皿の確保が引き続き課題であり、地域自立支援協議会を中心に検討・検証するとともに、関係機関・関係団体の理解や協力を得る必要があります。
- 市内の団体、障害福祉サービス事業所等、その他の障がい者を支える社会資源をどのように連結し、地域生活支援拠点等の機能の充実を図るか、相互に協議し、協力して事業を実施していく必要があります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

① 福祉施設から一般就労への移行者数

■前期計画の成果目標

令和元（2019）年度実績の29人を基準として、これまでの実績及び地域の実情等を踏まえて、令和5（2023）年度中に福祉施設から一般就労へ移行する人の数を37人（27%増）とすることを目指します。

【活動指標の進捗状況】

	基準時点 令和元年度	実績 令和4年度	前期計画目標 (令和5年度末)
福祉施設から一般就労への移行 (年間移行者数)	29人	26人	37人

② 就労定着支援事業所の利用者数と就労定着率

■前期計画の成果目標

就労定着支援事業所の利用者は、令和元（2019）年度の21人から、令和4（2022）年度には35人に増加しています。

これは、特に精神障がい者の方が、就労移行支援事業所に通所した後に就労定着支援事業を利用することが増えていることが要因です。

これまでの実績及び地域の実情等を踏まえつつ、①の目標である一般就労移行者数37人を達成するために、令和5（2023）年度において、一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業の利用率を70%、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合を70%とします。

【活動指標の進捗状況】

就労定着支援事業所の利用率

	基準時点 令和元年度	実績 令和4年度	前期計画目標 (令和5年度末)
就労定着支援事業の利用率	—	62.5%	70%

就労定着率8割以上の就労定着支援事業所

	基準時点 令和元年度	実績 令和4年度	前期計画目標 (令和5年度末)
就労定着率8割以上の 就労定着支援事業所	—	100%	70%

【評価・課題】

- 福祉施設利用者の一般就労への移行は、就労移行支援や就労定着支援の各障害福祉サービスや、障害者就労・生活支援センターほっとの取組により一定の実績があります。
- 就労定着支援開始後1年後の職場定着率については、市内3事業所で令和4（2022）年度の実績は90.9%であり、高い定着率となっています。
- 今後は、就労定着支援期間が終了した利用者への切れ目のない支援が課題となります。安心して働き続けることができるよう、引き続き就労支援体制の充実や、ハローワーク等、他の関係機関との連携が求められます。



(5) 障がい児支援の提供体制の整備**① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実****■前期計画の成果目標**

障がい児支援の提供体制については、令和4（2022）年度を目途にたいよう福祉センターの改修及び増築により、発達支援相談拠点の機能を併せ持つ児童発達支援センターの設置を進めます。

保育所等訪問支援事業は、児童発達支援センターにおいて実施するとともに、令和5（2023）年度末までに、利用しやすい体制の構築を目指します。

【活動指標の進捗状況】

	令和3年度	実績 令和4年度	前期計画目標 (令和5年度末)
児童発達支援センターの設置 ※令和4年度の開設を目途	検討	設置	設置

	令和3年度	実績 令和4年度	前期計画目標 (令和5年度末)
保育所等訪問支援の充実 (利用しやすい体制の構築)	検討	実施	実施

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保**■前期計画の成果目標**

令和2（2020）年度までに、市内において、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が2か所及び放課後等デイサービス事業所が3か所開設されています。

今後、サービスの向上を図るとともに、新たな事業所の開設についても事業者へ働きかけます。

【活動指標の進捗状況】

	令和3年度	実績 令和4年度	前期計画目標 (令和5年度末)
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保（設置箇所数）	2（累計）	2（累計）	増設
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保（設置箇所数）	3（累計）	3（累計）	増設

第2章 障がいのある人の現状と課題

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

■前期計画の成果目標

令和元（2019）年度に、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための連絡・調整の場として、「小平市医療的ケア児を支援する連絡会」を設置しました。

この連絡会で、現状の把握と緊急時等の必要な支援を検討するため、実態把握を行い、災害時の支援体制の構築等を進めるとともに、令和 5（2023）年度までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について検討します。

【活動指標の進捗状況】

	令和元年度	令和 4 年度	前期計画目標 (令和 5 年度末)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 (災害時の支援体制の構築/ 医療的ケア児コーディネーター配置検討)	設 置 (協議の場)	検 討	検 討

【評価・課題】

- 児童発達支援センターについては、令和 2（2020）年度に実施設計、令和 3（2021）年度にたいよう福祉センターの改修及び増築工事を実施し、令和 4（2022）年度に開設しました。
- また、民間の児童発達支援事業所については、令和 4（2022）年度までに 5 か所（うち 2 か所が重症心身障がい児対象）に増えました。
- 保育所等訪問支援事業所は、令和 4（2022）年度に児童発達支援センター内に開設されました。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保について、令和 4（2022）年度に新たに 1 か所設置されましたが、一方で 1 か所閉所したため、累計数は令和 2（2020）年度と同数となっています。また、事業所の継続した運営のためには、利用者の確保や継続的な利用が必要となっています。
- 放課後等デイサービス事業所については、近年、サービスの質の確保も課題になっています。
- 医療的ケア児支援のための関係機関が連携を図るための連絡・調整の場の設置については、「小平市医療的ケア児を支援する連絡会」を立ち上げ、現状や課題を共有しました。
- 令和 4（2022）年度には、当事者・家族に対する実態把握調査を行い、同意が得られた医療的ケア児の名簿を整備する等、災害時の支援体制の構築に向けて取り組みました。
- ニーズの高い通所事業所や在宅レスパイト事業の整備等、不足している医療的ケア児の支援について、検討を進めていく必要があります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

■前期計画の成果目標

令和5（2023）年度までに、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保することを目指します。

増え続ける障がい者やその家族の相談支援に対応するために、相談支援事業所の増設に向けた積極的な働きかけを行います。また、地域自立支援協議会の相談支援ワーキングを活用して、相談支援事業所に対する指導・助言等や、人材育成を支援し、連携の強化に取り組みます。

【活動指標の進捗状況】

	基準時点 令和3年度	実績 令和4年度	前期計画目標 (令和5年度末)
総合的・専門的な相談支援 (指定特定相談支援事業所等の設置)	勸奨	勸奨	勸奨
地域の相談支援体制の強化 (相談支援ワーキングの活用)	活用	活用	活用

【評価・課題】

- 平成27（2015）年4月から、全ての障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用申請についてサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成することとなり、原則として全ての障害児者に専門的な相談支援が実施されることになりました。
- 市内の指定相談支援事業所数は、令和元（2019）年度末時点では、14事業所でしたが、令和4（2022）年度末時点では、18事業所となっています。
- サービス等利用計画又は障害児支援利用計画は、指定相談支援事業所の相談支援専門員により作成されるため、相談支援専門員には様々な知識や技術が求められます。そのため、引き続き人材の確保や資質の向上が必要となります。
- 指定相談支援事業所間の情報共有や意見交換等を目的に、相談支援ワーキングを開催しており、相談支援専門員が相互に知識、技術を高め、地域とのつながりを強化しています。



(7) 障害福祉サービス等の質の向上

■前期計画の成果目標

令和5（2023）年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目指します。

【活動指標の進捗状況】

	基準時点 令和3年度	実績 令和4年度	前期計画目標 (令和5年度末)
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用（活用の有無）	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（共有の有無）	有	有	有
指導監査結果の関係市町村との共有（共有の有無）	有	有	有

【評価・課題】

- 東京都が開催している、障害支援区分認定調査、権利擁護事業、障害者虐待防止に係る研修等、幅広いテーマの研修に参加しています。
- 運営状況に不安のある事業所に対し、障害者自立支援審査支払等システムを利用し、請求データを他事業所と比較分析することで、今後の事業所運営における助言を行いました。
- 東京都が行った指導監査の結果、課題等が発見された場合には、適切に対応します。

10

障がいのある人の現状と課題

① 生活支援の推進

【現状】

- 安心して住み慣れた地域で暮らすことを希望する人のために、グループホームと短期入所の整備を計画的に進めています。
- 地域自立支援協議会を運営し、困難事例に対する検討会議の開催、障がい者福祉計画・障害福祉計画の進行管理、地域の関係機関とのネットワークの構築、中立・公正な相談支援機能の向上を図っています。
- 障がいのある人が地域で生活を送れるよう、各種サービス（障害福祉サービス、手当など）を提供し、地域での生活を支援しています。
- 地域移行の取組として、「地域移行支援」・「地域定着支援」の地域相談支援を実施するほか、市の事業として、宿泊体験を行う「障がい者自立体験事業」及び、民間賃貸住宅への入居のための相談や保証人がいない場合に保証会社を紹介する「障がい者居住支援の推進事業」を実施しています。
- 令和3（2021）年10月に開始した地域生活支援拠点等事業の取組として、介護者の不在や障がいの重度化等で緊急の対応が必要な事態が発生し、通常の障害福祉サービスの利用によって支援することが困難な場合は、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携して支援する仕組みづくりを進めています。なお、地域生活支援拠点等の取組については、地域自立支援協議会より基幹相談支援センターの役割などについても併せて述べられた提言書を受けています。
- 乳幼児期の各期における健康診査を行い、発達気になる乳幼児の早期発見と相談・指導を実施し、必要に応じて関係機関と連携し早期支援に努めています。
- 健診時における心理発達相談の充実に努めています。
- 各種医療費助成制度を通じて、障がいのある人の医療サービス利用を支援しています。

<課題>

- ・障がいのある人が地域のサポートを受けながら自立した生活を送るために必要なグループホームと短期入所の、重度障がいや医療的ケアの対応も含めたさらなる整備と、住居・居住の場の確保に努める必要があります。
- ・障がいのある人の数が年々増加していることや、ひとり暮らし等、地域での暮らしを希望する人も増加傾向にあるため、本人と介護者の高齢化などへの対応を含め、個々の状況や地域の実情に応じたサービスの提供体制の整備とサービスの必要量の確保を図っていく必要があります。
- ・障がいのある方だけを支えるのではなく、ひきこもりが要因のひとつでもある8050問題など、当事者を取り巻く環境等の改善についても地域の課題として支援していく必要があります。

第2章 障がいのある人の現状と課題

- ・障がいのある人の地域生活を、乳幼児期から高齢期まで、年齢やライフステージによる切れ目がないように支援し、一人ひとりが安定した生活を送れるよう、総合的な相談支援体制の強化を図る必要があります。また、地域では、保健師等の専門職による訪問相談、ピアサポーター等の身近な支援者による相談支援、発達障がい等の障がいの特性に応じた専門相談が求められています。
- ・地域移行の推進については、地域移行のニーズ把握、地域における支援体制を整備するための関係者との連携、生活の場の確保等にさらに努める必要があります。
- ・障害福祉サービス等に従事する人材が不足傾向にあるため、質の高い人材の安定的な確保と育成が求められています。
- ・学齢期は放課後の居場所として放課後等デイサービスがあるのに対し、青年期・成人期の障がいのある人が、日中活動や就労の後に集団活動や交流ができる場所が少ないため、整備を進めていく必要があります。
- ・医療的ケアに対応できる生活介護などの日中活動の場が不足しています。
- ・成人への健康診査・がん検診の受診を促し、障がいの原因となる生活習慣病等の早期発見、早期治療がより必要となっています。
- ・難病等の人からは、医療等の困りごととして「医療費の負担が大きい」、「専門的な治療を行っている医療機関が近くにない」ことが挙げられており、課題がうかがえます。
- ・精神障がいの発症の急性期に、本人の病識がないため家族が医療につなげるために多くの困難に直面しているケースや、精神面の課題から本人が受診しないで地域との関係が断絶した状態で自宅にひきこもるなど、支援が行き届かない事例があります。
- ・精神障がいの発症から年月が経過する中で、社会や地域とのつながりが希薄となり、支援が届きにくい单身もしくは高齢の親と本人のみの世帯への対応が課題となっています。
- ・保健、医療、福祉、教育の連携と一貫した支援を図る必要があります。また、保健、医療等の関係分野について一定の知識を持ち、障がいのある人を支援する調整役の育成が必要です。
- ・障がいのある人や特別な配慮が必要な人が地域の中で学び、活動できるよう移動を支援するサービスの充実を求める声があります。

② 生活環境の整備

【現状】

- 市内の障壁（バリア）を解消するため、『小平市第三期福祉のまちづくり推進計画』に基づき、市内にある公共施設、一定規模以上の建築物のバリアフリー化、誰もが安心して利用できる歩行空間の確保や歩車道の段差改良などの整備を進めています。
- 火災報知器、救急通報システムの助成を行い、防災に関する支援をしています。また、障がい関連施設において防災訓練を実施し、防災意識の啓発に努めています。

- 「避難行動要支援者登録名簿」の作成や救急医療情報キットの配付など、災害時等対策の強化を図っています。また、身近な地域で災害時等の対応を行っていくために、名簿の提供について市と協定を締結している自治会も増えています。
- 地域での障がいのある人への理解を促進し、緊急時・災害時または日常の中で困ったときに手助け（支援）を受けやすくするため、東京都が作成している「ヘルプマーク」と市が独自に作成している「ヘルプカード」の周知及び理解啓発を各種イベントや防災訓練等で行っています。
- 新型コロナウイルス感染症が拡大した時期には、障害福祉サービス提供事業所にPCR検査費用の補助等を行うなど、状況に応じた感染症対策を実施してきました。

<課題>

- ・障がいのある人が安心して地域生活を送るために、緊急時・災害時等の支援体制の整備が求められています。
- ・東日本大震災や熊本地震の教訓を踏まえ、また、台風などの自然災害に備えて、障がい特性に配慮した災害時における対策を図る必要があります。地域住民や地域に関係する団体等との連携や顔の見える関係の再構築が求められています。
- ・誰もが暮らしやすい地域づくりのため、ユニバーサルデザインのまちづくりのさらなる推進を図っていく必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の対応の経験を踏まえ、健康面において危機的な状況が発生した時であっても、障害福祉サービスの提供が途切れることのない体制を整備していくことが必要です。

③ 教育・発達支援の充実

【現状】

- 令和3（2021）年3月に『小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画』を策定し、保護者や関係機関との連携を図りながら特別な支援を必要とする乳幼児、児童・生徒への支援を行っています。
- 白梅学園大学と連携を図りながら、発達の気になる子どもに関する療育支援事業を実施し、地域における発達障がいの理解促進、啓発を行っています。
- 市内の保育園、幼稚園等に言語聴覚士、臨床発達心理士等の相談員を派遣する「巡回相談事業」を行っています。
- たいよう福祉センター・あおぞら福祉センターにおいて言語相談・訓練を行い、早期療育に努めています。
- 令和4（2022）年4月に、たいよう福祉センター内に児童発達支援センターを開設し、0歳から18歳未満の子どもの発達にかかわる相談・支援（心理職による専門相談を含む）や「児童発達支援（あすの子園）」、「保育所等訪問支援」などを行っています。

第2章 障がいのある人の現状と課題

- 未就学の障がい児や療育の必要性が認められた児童を対象に「児童発達支援」を、障がいや特別な配慮が必要な子どもの社会的な自立や発達・成長を促すため「放課後等デイサービス」、「行動援護」、「移動支援」を行っています。
- 発達障がいなど特別な支援が必要な児童・生徒の多様な学びの場の充実を図るため、自閉症・情緒障がい特別支援学級を、小学校においては令和6（2024）年4月に開設し、中学校においては令和7（2025）年4月に開設を予定しています。
- 令和5（2023）年度に、保育園や学校で医療的ケア児を円滑に受け入れるためのガイドラインを策定しました。これに伴い、令和6（2024）年4月より、保護者や関係機関との連携を図りながら医療的ケアを必要とする乳幼児、児童・生徒への支援を行います。

<課題>

- ・一人ひとりへの支援がライフステージ（入学、卒業、就職など）で途切れることのないよう、一貫したさらなる支援体制の充実が課題です。教育委員会や児童発達支援センター、他の関係部署・機関と連携を図っていく必要があります。
- ・療育支援については、保護者や学校等の関係者などへの障がいに対する理解の浸透を図るとともに、関係機関、団体などとの連携により、地域に根ざした活動を発展させていく必要があります。
- ・発達障がいなど特別な配慮が必要な子どもが増えているため、専門性を有する職員を配置した療育機関などの受入体制の拡充・整備が求められています。
- ・障がいや特別な配慮が必要な子どもの社会的な自立や発達・成長を促すため、家庭や学校以外の放課後・余暇活動の場のさらなる充実を図る必要があります。

④ 雇用・就労の拡大

【現状】

- 平成19（2007）年5月に障害者就労・生活支援センターほつとを開設し、障がいのある人の適性と能力に応じて一般就労を促進するため、相談や職場定着事業などの就労支援等を行い、自立と社会参加を応援しています。
- 市役所などにおいて職場実習を行うなど、就労に向けた体験の機会を提供し、就労支援を行っています。
- 法定雇用率については令和6（2024）年以降、令和8（2026）年までに、段階的に引き上げられることから、今後障がい者の雇用についての需要がさらに高まっていくことが予想されます。
- 一般就労へ移行した方の職場定着を図るため、事業主等との連絡調整や課題に関する助言を行う「就労定着支援」の利用が伸びています。
- 平成25（2013）年4月から障害者優先調達推進法が施行され、小平市においても「小平市障がい者就労施設等からの物品・役務の調達方針」に基づき、障がい者就労施設等が供給する物品等への需要の増進を図り、福祉的就労への側面支援等に努めています。

<課題>

- ・生活上の心配ごととして「お金のこと」、「就労や仕事のこと」が多いことから、障がいのある人を雇用する企業への啓発や福祉的就労の場の提供が必要です。
- ・仕事、就労での困りごととして「職場の人間関係が難しい」、「障がいへの理解がない」が多いことから、企業等に障がいへの理解と協力を求めていく必要があります。
- ・障がいのある人の一般就労を促進していくためには、企業は障がいのある人の障がい特性や実態を、市や就労支援事業所は企業のニーズや実情を把握する必要があり、相互の連携が重要です。また、心身の状況から一般就労が困難な人には、福祉的就労の場を確保し、行政と市内就労施設等との連携により、工賃水準の向上が求められています。
- ・障がいのある人の企業での就労が増加するなかで、「ジョブコーチ」などの就労定着支援、職場訪問など、継続的な支援の充実が求められています。
- ・市役所における障がいのある人の雇用促進は図られていますが、雇用率のさらなる向上と知的障がいや精神障がいのある人の雇用が求められています。

⑤ 広報・啓発活動の推進

【現状】

- 障がい者施策に関する情報やお知らせなどを市報や市のホームページなどに掲載し、障がいのある人だけでなく広く一般の市民にも提供しています。障害者差別解消法の講演会やイベント時の啓発活動など、地域住民への理解の促進を図っています。
- 地域活動に参加する場、自己成果の発表の場、あるいは障がいのある人とない人、また障がいのある人相互の理解と交流の場として、「障がい者作品展」や「障がい者運動会」を実施しています。地域自立支援協議会において当事者・情報ワーキングを開催しています。
- たいよう福祉センターやおおぞら福祉センターなどが開催するイベントを通じて、障がいに対する市民の理解と共感を深め、交流の輪を広げています。また、市内企業・関係団体が主催するイベントなどの後援を行うことにより、連携を深めています。
- 平成 28（2016）年 4月に障害者差別解消法が施行されたことに伴い、市職員等への研修を実施し、法の趣旨の理解促進に努めるとともに、イベント時において市民への啓発に努めています。
- 障害者差別解消法が改正され、令和 6（2024）年 4月から行政に加え、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなど、障がいを理由とする差別の解消がさらに推進されることが期待されます。
- 市の公共施設に「身体障害者補助犬シール」を貼付し、視覚障がい者等が安心して身体障害者補助犬を連れて利用できるように配慮しています。
- 通知、広報などには音声コードやルビを付けて情報提供するよう取り組んでいます。

第2章 障がいのある人の現状と課題

- 毎月第一、第三火曜日に健康福祉事務センターに手話通訳者を配置し、聴覚障がい者が市の手続等を行う際に円滑に進むよう支援を行っています。
- 手話を必要とする方の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、令和4（2022）年9月に東京都手話言語条例が施行されました。
- 市ホームページを利用している人が、心身の条件や利用する環境に関係なくホームページ等で提供されている情報や機能に支障なくアクセスし、利用できる環境を構築しています。
- 市の窓口にて、職員が筆談できることを示す「耳マーク」を設置し、聴覚障がい者の支援を行っています。
- 令和4（2022）年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されたことに伴い、障がいのある方の情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進が求められています。
- 令和4（2022）年に障害者権利条約に基づき、国連の障害者権利委員会による日本政府に対する審査が行われ、地域移行や精神障がい者の強制入院、インクルーシブ教育等の課題について改善勧告する総括所見が公表されました。

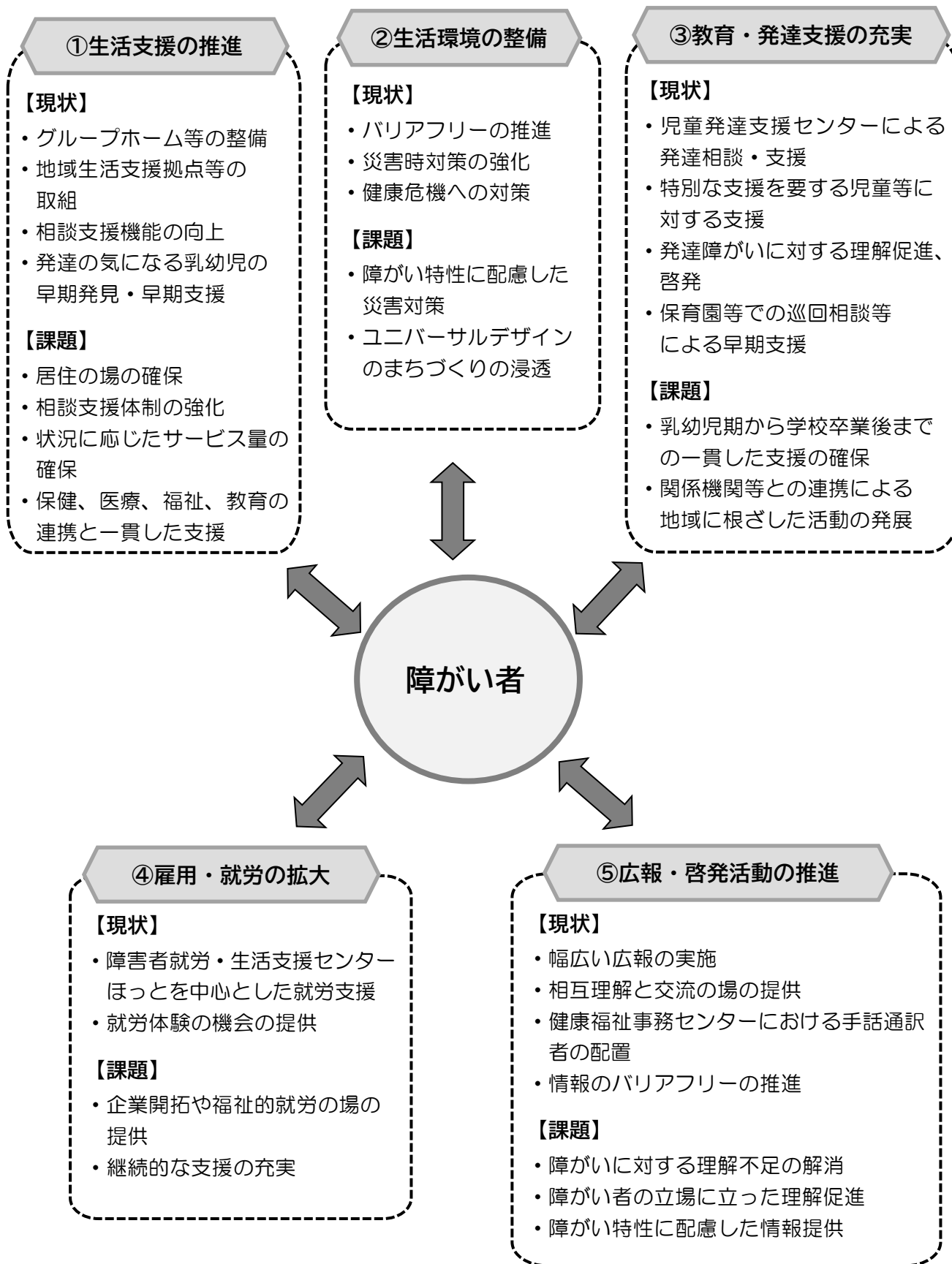
<課題>

- ・障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、地域における障がいに対する理解促進を図る活動や地域住民と交流する機会のさらなる充実が必要です。
- ・発達障がいや高次脳機能障がいに関する理解促進のための啓発活動等を行っていますが、引き続き、保育・教育関係者をはじめ市民にも正しい理解を広げていく必要があります。
- ・難病や内部障がいなど、外見からはわかりづらい疾病や障がいに対する理解啓発のさらなる推進が求められています。
- ・広報・啓発活動が一貫性を持って行われるよう、担当部局と関係機関が連携し、地域自立支援協議会の意見も踏まえながら、障がいのある人の立場に立った理解の促進を図る必要があります。
- ・共生社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別の解消について市民の関心と理解を深め、差別の解消を妨げている諸要因の解消を図る取組をさらに進めていく必要があります。
- ・障がいのある人やその家族において「日常生活上、差別や偏見、疎外感がある」との意識があり、障がいへの理解や社会参加がまだ十分ではありません。また、障がいのある人の社会参加を促すためには、地域での関係づくりと、多様なアプローチが必要とされています。

- ・ たいよう福祉センター、あおぞら福祉センターと地域が連携するイベント、障がい者団体の活動による防災訓練や小学校に対する障がい者への理解促進の取組、市役所での障がい施設の製品販売などにより、障がいに対する理解が深まっていますが、さらに多くの人に周知を図ることが求められています。
- ・ 緊急時及び平常時の、障がい特性に対応した様々な方法での情報発信とコミュニケーション支援の充実がより一層求められています。
- ・ 福祉関連情報の入手に際し困ることについて、アンケート調査で「どこに情報があるかわからないこと」という回答が多いことから、情報をさらにわかりやすく提供していく必要があります。
- ・ 手話通訳や要約筆記といった障がい者コミュニケーション支援のみではなく、知的障がいや言語障がいなど、相手に自分の意思を伝えたりすることや、相手方がその意思を読み取ることが難しい人への取組が求められています。
- ・ 東京都手話言語条例をもとに、手話に対する理解の促進や普及、手話を使用しやすい環境の整備、手話を用いた情報発信の推進などが求められています。



施策の柱の現状と課題



障害者差別解消法[※]について

障害者差別解消法は、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指して平成28（2016）年4月に施行されました。

この法律では、行政機関等や事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別する「不当な差別的取扱い」を禁止することや、行政機関等や事業者などに対して、障がいのある人から社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くため、何らかの対応を必要としているとの意思が示されたとき、負担が重すぎない範囲で対応する、「合理的配慮」の提供を求めています。

令和3（2021）年の法改正により、これまで努力義務であった事業者による「合理的配慮」の提供が令和6（2024）年4月より義務化されることとなりました。

「合理的配慮」の内容は、障がい特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

「合理的配慮」の提供に当たっては、障がいのある人と事業者等が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが大切です。前例の有無や漠然としたリスクなどにより判断するのではなく、双方で情報を共有し、互いの状況の理解に努め、個々の場面ごとの柔軟な対応を検討することが必要です。

※ 正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。

「手話」は言語のひとつです

「手話」は目で聞く言語です。手の動きだけではなく、顔の表情、体の動きなど、全身を使って表現する言語であり、ろう者[※]にとって、大切なコミュニケーション手段です。

東京都では、令和4（2022）年9月、東京都手話言語条例が施行されました。

この条例では、手話を必要とする方の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、手話がひとつの言語であるという認識のもと、手話に対する理解の促進や手話の普及、手話を利用しやすい環境の整備、手話を用いた情報の発信等を行うことが都の責務であるとしています。

※ろう者とは、耳が聞こえない人々のうち、主に手話言語でコミュニケーションをとって日常生活を送る人々のことです。（出典：一般財団法人 全日本ろうあ連盟）



